

## 生存と発達の権利

まず何よりも大切なのは、誰もが生きていけるといこと。自分らしく成長・発達していけるといこと。失敗してもやり直せるといこと。これらは、すべての子どもの権利です。大人や政府は、そのために必要なあらゆる援助をしなければなりません。(第6条)



子どもの権利条約を批准した国は、国連に、国内での実施状況を報告し、それに対する「勧告」を受けとります。これまでに4回の「勧告」がありました。いずれも「あまりにも競争的な教育制度」が問題とされ、そのような環境から子どもたちを解放することが求められました。

あなたはごどう思いますか。このリーフを読んだ感想、自分の環境について「こうなったらいいな」と思うことなど、右のQRコードを使って教えてください。国連への報告は、子どものことを考えて行動している人は誰でも提出でき、子どもの声を送ることもできるので、寄せていただいた声を国連に届けます。子どもの権利条約についてもっと知りたいときは、下のQRコードで資料を探してみてください。

子どもの権利・教育・文化 全国センター  
(子ども全国センター)

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1  
全国教育文化会館・エデュカス東京5階  
TEL:03-5211-0133 FAX:03-5211-0134  
HP: <https://kodomo.p-web.biz>  
E-mail: [kodomo@kodomo.p-web.biz](mailto:kodomo@kodomo.p-web.biz)



2024年5月改訂



中高生・若者版

## 子どもが 権利の主人公

「子どもの権利条約」は、1989年11月20日の国連総会において全会一致で採択されました。

日本政府は1994年4月に批准(国内での実施を約束すること)し、5月22日に条約が発効しました。

この条約には、世界じゅうの子どもが自分らしく成長・発達していくことができるよう、そのために必要な「権利」が網羅されています。

すべての子どもが、子ども自身のためにその「権利」を使うことができるよう、まわりのおとなや政府は行動しなければなりません。

このリーフでは、54条ある子どもの権利条約のうち、みなさんにぜひ知ってほしいものを解説しています。この機会に、「子どもの権利」について考えてみませんか。

## 意見表明権と市民的自由

どの子にも、自分の胸のうちにある思いや願いを、自分のやり方で表し、まわりに受けとめてもらう権利があります。(第12条)

憲法で認められた「表現の自由」「思想・良心の自由」「結社の自由」「プライバシーの保護」などの権利はすべて、子どもにも保障されます。学校でこれらの権利が守られているかどうか、みんなで話し合うことはとても重要です。(第13条～16条)



## 教育への権利

すべての子どもが、「人格の完成をめざし、それぞれの精神的・身体的能力を最大限発達させる」ことを目的とした「教育への権利」をもっています。政府はその権利を保障するため、教育条件を整備し、教育の無償化をめざして必要な措置をとらなければなりません。(第28条～29条)



## 休息・余暇・遊び、文化への権利

時にはゆっくり休んだり、のんびりしたりできること、楽しく遊ぶこと、すぐれた文化・芸術にふれること。これらはみんな、成長・発達に欠かすことのできない子どもの権利です。政府は、そのために必要な援助をしなければなりません。(第31条)



## 差別の禁止、虐待・放任からの保護

一人ひとりがかけがえのない人間であり、差別を受けたり、馬鹿にされたりすることはありません。また、誰からも、どんな虐待(言葉の暴力も含む)も、受けることはありません。万が一虐待と思われるようなことが起きた場合には、その子を保護するためのあらゆる手立てがとられなければなりません。(第2条・第19条)

